



## インテグレーションコース（社会融合講座）のご案内

対象：ドイツに既に長期滞在している外国人、EU 加盟国や EEA 加盟国の国民、ドイツ語力が不十分なドイツ国籍保有者

市民の皆様へ

ドイツに既に長期滞在している外国人、EU 加盟国や EEA 加盟国の国民、ドイツ語力が不十分なドイツ国籍保有者であれば、連邦移民・難民局（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）にインテグレーションコース受講許可を申請できます。

在学中の児童生徒・若年層成人はインテグレーションコースを受講できません。

インテグレーションコースとは？

一般的なインテグレーションコースは、語学コースとオリエンテーションコースの2部構成になっています。

語学コースでは、日常生活での会話や読み書きに必要な語彙を学びます。役所とのやり取り、ご近所や職場での会話、手紙の執筆、手続書類（定型用紙）への記入なども、授業のなかで取り上げます。

オリエンテーションコースでは、ドイツでの生活に関する知識を深めることができます。たとえばドイツの法制度、文化、現代史などを学びます。

一般的なインテグレーションコースは 600 単位時間の語学コースと 100 単位時間のオリエンテーションコースから構成されています（1 単位時間は 45 分）。語学コースは、それぞれ 100 単位時間からなる 6 単元から構成されています。最初の 300 単位時間が基本コースとなり、その次の 300 単位時間が上級コースとなります。

また、女性、親、若者、読み書きに不自由されている方々などを対象にした特別なコースもあります。特別コースの授業数は 1,000 単位時間です。

特に短期間にドイツ語を習得するには、集中コースを受講することもできます。インテグレーションコースを運営する機関、いわゆる「コース運営機関（Kursträger）」はコース開始前に受講者のレベルチェックテストを行います。このテストで、ご本人が開始するのに適したコースと単元を判断します。レベルチェックテストは無料です。

修了テストの受験

修了テストには語学テストのほかに、オリエンテーションコースの最後に行われる「ドイツでの生活」(Leben in Deutschland) とよばれるテストがあります。語学テストで十分なドイツ語力（語学レベル B1）を証明し、「ドイツでの生活」テストに合格した時点で、インテグレーションコースを正式に修了したことになります。そこで「インテグレーションコース修

了証（Zertifikat Integrationskurs）」が授与されます。

両方またはどちらかのテストに不合格となる場合、その旨の通知が届きます。

修了テストは無料で受けられます。

インテグレーションコースを受講するメリット

EU 非加盟国出身の外国人の方がドイツで無期限滞在許可を取得するには、いくつかの要件を満たさなければなりません。とりわけ十分なドイツ語力、そしてドイツの法制度、社会制度、生活環境に関する基本的な知識が求められます。インテグレーションコースの修了により、上記要件が満たされます。場合によっては、ドイツ国籍の取得の時期を早めることができます。さらに、インテグレーションコースでドイツ語を身につければ、ドイツにおける日常生活に役立ち、労働市場での雇用チャンスも高まります。

移民・難民局により発行されるインテグレーションコース受講許可、コース運営機関への申込み

受講申込書には、読みやすい字で必要事項を漏れなく記入してください。記入した住所に別の名前の標識が出ている場合、“Ggf. wohnhaft bei (c/o)” の欄に「～様方 (c/o)」の情報を記入してください。この記載がないと、当方からの書類が正しく届かないおそれがあります。申込書に列挙された書類を同封して、申込書に記載の宛先に送付してください。

インテグレーションコースの受講が認められた場合、移民・難民局からインテグレーションコースの受講資格を確認する、いわゆる「受講許可証（Berechtigungsschein）」が送られてきます。最寄りのコース運営機関やコース開催場所、また移民・難民局のお近くの担当窓口は以下のウェブサイトで検索できます。

<https://bamf-navi.bamf.de/de/>

インテグレーションコース受講許可の有効期限は1年間です。確認書の“Die Teilnahmeberechtigung ist gültig bis...”（参加資格有効期間）の欄に、いつまでにコース運営機関にインテグレーションコースの受講を申し込む必要があるのかが記載されています。担当機関が指定されている場合は、そこに受講許可証を提示のもとにインテグレーションコースへの受講申込みを行ってください。担当機関の指定がない場合は、ご希望のコース運営機関にできるだけ早くお申し込みください。

速やかな受講が可能になるように、移民・難民局が受講希望者を特定のコース運営機関に割り当てることもあります。

その際、コース運営機関はコースの開始予定日をご本人に通知する義務があります。通常、お申込みから6週間以内にコースは開始することになっています。この期間内に成立する当該のコースがない場合、コース運営機関からその旨を伝える通知が届きます。

また、ご本人の都合により、お申込み後1年以内にインテグレーションコースの受講を開始しなかった場合、または1年以上受講を中断した場合は、受講資格が失効します。

### 規定通りの受講について

インテグレーションコースの目的を達成するために、コースを規定通りに受講する必要があります。つまり、コースの最後まで所定の頻度で授業に出席し、修了テストを受けなければなりません。希望すれば、コース運営機関から所定授業数の出席を確認する証明書を発行してもらうこともできます。

### 託児サービス

インテグレーションコースの受講のために託児サービスが必要な場合は、コース運営機関にお問い合わせください。コース運営機関から、利用可能な託児サービスをご案内します。

### コース運営機関の変更

コース運営機関の変更は、基本的に一つの単元を終了した時点でのみ認められます。転居、部分コースからフルコースへの切り替え（またはその逆）、育児、または単元終了後の職業訓練の開始や就職など特別な事情がある場合にのみ、コース運営機関の変更は認められます。

それ以外の理由で変更した場合は、未消化のまま残った単元の単位時間は失効し、利用できなくなります。

変更が承認された場合、コース運営機関はご本人に受講許可証を返却する義務があります。

### インテグレーションコース授業料

受講者は授業料として1単位あたり2.29ユーロをコース運営機関に支払わなければなりません。〔語学コースは〕各100単位時間の単元を開始する前に、またオリエンテーションコースは開始前に授業料の支払いが求められます。欠席した場合も、未消化の単位に対する授業料は返金されません。稼得収入のない方は、扶養義務者が授業料を負担する必要があります。

失業手当や生活保護（社会扶助）を受けている、またはその他の理由で経済的に困窮している場合には、授業料が免除されます。雇用されている場合も、税込給与額が一定額を下回る場合には、引き続き授業料の免除を受けることができます。また、子供がいる場合には、基準となる税込給与額も引き上げられます。詳しい情報や具体的な金額（毎年更新）については、お手元の申請用紙または次のウェブサイトに記載されています。

<https://www.bamf.de/ik-kostenbefreiung>

授業料免除の申請は、移民・難民局のお近くの担当窓口で書面で行う必要があります。

ご本人が経済的に困窮していることを証明する書類（失業手当、市民手当、社会扶助の受給証明、給与総額が明記された現行の給与明細・有効な労働契約、適宜、児童税額控除の証

明、直近の所得税証明書、または ELStAM [電子課税情報取得方式] で取得した自己の所得情報、住宅補助金、BAFöG [連邦奨学金法] の支給、児童付加給付、亡命申請者給付法に基づく給付、保育料免除、公共放送受信料免除、地元のソーシャルチケット [優遇定期券] などに関する相応の証明書のコピー) を同封する必要があります。

申請はできるだけ受講開始前に行ってください。受講開始後の申請では、受講開始前に遡って授業料の免除を受けることはできません。

### 交通費

移民・難民局から授業料の支払いを免じられた場合、インテグレーションコース開催場所までの交通費の補助を受けることができます。交通費補助は一括額で支払われます。ただし、これはコース開催地から 3km 以上離れたところにお住まいの場合に限られます。交通費の補助を受けるためには、移民・難民局のお近くの担当窓口に応用する必要があります。

担当窓口機関は、次で検索することができます。 <https://bamf-navi.bamf.de/de/>

### 300 単位時間まで語学コースを再受講可能

一定の条件を満たす場合、最大 300 単位時間まで語学コースを再度、受講できます。これには語学コースを完全に受講し終えたことが条件となり、その受講後に語学テストを受けたものの十分なドイツ語力 (B1) が証明されなかった場合に対象になります。

再受講には申請が必要です。お住まいの地域を管轄する移民・難民局の担当窓口で申請してください。

識字コース (Alphabetisierungskurs) を受講している方は、300 単位時間までの枠で上級コースを再受講するにあたり、事前にレベルチェックテストを受ける必要はありません。

### 授業料の返金

2023 年 1 月 31 日までに受講許可証が発行されている場合、以下の規則が当てはまります。

2007 年 12 月 8 日以降の修了テストに合格し、受講許可証の初回交付から修了テストまで 2 年 [=期限] 以内であることを条件に、連邦移民・難民局が納入された授業料の 50% をご本人に払い戻す制度があります。返金を申請する場合、お近くの移民・難民局の担当窓口にお問い合わせください。

2023 年 2 月 1 日以降に発行された受講許可証では、一般的なインテグレーションコースを受講したときの期限は 2 年となります。

特別なインテグレーションコース (識字コース、非アルファベット圏出身者、親、女性、若者を対象にしたインテグレーションコース) を受講したときの期限は 3 年となります。

### その他の重要な情報

本書に記載されている申請書はすべてコース運営機関、担当の外国人局、お住まいの地域を

管轄する移民・難民局の担当窓口でも入手できます。また、申請書は次のウェブサイトにも掲載されています。<https://www.bamf.de/formulare>

申請書は移民・難民局のウェブサイトからオンラインで提出することも可能です。

以下のオンライン申請書が用意されています。

- インテグレーションコース受講許可証の申請書
- 300 単位時間までの語学コース再受講の申請書
- インテグレーションコース授業料免除の申請書
- 交通費補助（一日の支給額が高く設定された定額補助を含む）支給の申請書
- 授業料返金（50%）の申請書

以下の連邦官庁サイトからオンライン申請書入手できます。

#### [オンライン申請書のダウンロードサイト](#)

オンライン申請についての詳細は、次のサイトをご覧ください。

#### [オンライン申請に関する情報サイト](#)

さらに、移民相談窓口のカウンセリングや若年移民相談サービスもご利用いただけます。これらの機関ではインテグレーションコース申請に関するご質問や問題に対応し、サポートを行っています。ご本人に合ったインテグレーションコースが見つかるようにお手伝いします。最寄りの移民相談窓口のカウンセリングや若年移民相談がどこであるかについては、担当の外国人局または移民・難民局のお近くの窓口にお問い合わせください。または以下のウェブサイトでも検索できます。

<https://bamf-navi.bamf.de/de/>

本書はインテグレーションコース受講に関する主要な情報をまとめたものです。詳しいご質問は、コース運営機関にお尋ねください。

インテグレーションコース受講に関連する事故には、法定の傷害保険は適用されません。

皆様のインテグレーションコース受講が実り多いものとなることを祈っております。